

**関西生コン事件
を語る第2弾**

資本と権力が一体
組合潰しに明け暮れ
その本質を暴く！

領価 1,300円
全日建運輸連帯ユニオン
問い合わせ=宮川



関ナマ支部湯川裕司委員

湯川さんも武さんと同じで最初の逮捕が18年8月28日、滋賀県警組対課によるフジタ事件だから、実に644日ぶりとなる。
京都拘置所から出てきた湯川さんは意気軒昂。声に張りがあり、気力

6月1日夜、湯川裕司副委員長が保釈された。3日前の武委員長につづく保釈で関西生コン支部はもちろん支援の労組・市民団体も知らせを聞いて喜びに包まれた。

湯川副委員長も釈放 18年8月いらい、644日ぶり

あふれ、ついさつきまで2年近く勾留されていた人かと目を疑うほどであった。この明るさと堂々たる姿は、自分と組合の活動の正当性に揺るぎない確信があるこそと思えた。

「武建一さん、湯川裕司さんがこの日を迎えられるのは、ひとえに各地のみなさまの支援のおかげ。重ねて心から感謝申し上げます」と労働組合からコメントがあった。

組合活動禁止の保釈条件

保釈がようやく実現したとはいえ、手放しでは喜べない。かつての弾圧事件なら、どの労働組合でも保釈後は組合事

務所で缶ビール片手に慰労会、少し休んだら組合活動再開の日常が戻ってきた。だが今回の「関西生コン事件」はそうならない。組合事務所に立ち入ってはならない。組合役員の大半、数多くの組合員とは面会、電話、メールなど一切の接触禁止。そんな保釈許可条件が付けられているからだ。

新たに拘禁状態が続く

理不尽な拘置所での拘束からは身体は解放された。しかし、外に出られたとはいえず、自由な社会生活と組合活動が禁止された、あらたな「拘禁状態」がはじまったというのが今回の保釈の現実。現代の政治的「幽閉」だ。

法治国家とは無縁、人権感覚を完全に欠落させたこの保釈許可条件を一刻も早く取り消させることが、今後の焦眉の課題のひとつだ。

◆全日建連帯ユニオン・関西生コン弾圧ニュースより

京都労働相談ホットラインII

コロナで突き刺す解雇・休業補償

コロナ禍における労働事情は、ますます労働者の生活を困窮させている。安倍政権の「スピードによる対応と裏腹に、同社の救済は遅々として進まない。

コロナ解雇・雇い止めなど労働現場は崩壊している。京都労働センターは、精力的に労働相談の開設と労働者の悲鳴に応える取り組みを進めてきた。

4月分の相談活動報告に続き、5月分の労働集約を公表したので「相談報告」を掲載する。

◆休業で給付補償がない

男性・製造・アルバイト

コロナの影響で4月4日

から自宅待機となった。先日の新聞で休業者にも給付金が支給されるといふ記事が出ていたが本当か？会社側からは給料補償はない。

◆みなし残業が減り賃金減

男性・学校給食・正社員

昨年労働基準監督署が入って、「みなし残業時間30時間/月で5万円/月」を「60時間で8万円」に是正された。今回、コロナの影響で残業が減るので、みなし残業時間を「60時間から40時間」に短縮された。

みなし残業代が3千円減る人や5万円減る人も出ると言う。5月22日の賃金支払

い日から実施される。そんなのありですか？そんな差をつけていいのですか？仕事は土・日が休日、8時から17時30分まで、昼休み1時間。労働契約書はサインしたが写しを会社が渡してくれない。

◆採用延期で休業補償は

女性・日本語講師・正社員

4月11日付けで、正社員として日本語学校の講師に採用される予定だったが、コロナの関係で5月11日に延期になった。休業補償を要請しようと思うが、過去3か月間賃金の支払いを受けていないので、基準となる平均賃金が算出できない。どうすれば良いか？

◆登録派遣で休業補償無し

男性・旅館・派遣員

区分	集計項目	累計
件相談数	新規相談件数	29
	継続相談件数	2
相談者	男性	12
	女性	16
	不明	1
	小計 (新規内訳)	29
年代	~20代	4
	30代	3
	40代	3
	50代	5
	60代~	9
	不明	12
	小計 (新規内訳)	25
雇用形態	正社員	5
	パート・契約・アルバイト	17
	臨時・嘱託	0
	派遣・請負	4
	その他	1
	不明	2
	小計 (新規内訳)	29
相談内容	解雇・雇止め	3
	賃金・残業等未払	1
	労働契約違反	14
	労働条件問題	5
	その他	6
	不明	9
小計 (新規内訳)	22	

ダブルワークをしている。

本業はルート営業の正社員を20年やっていて、それは問題ない。副業の仕事は、派遣会社に登録し、派遣要請に基づき、旅館に向き仕事をこなしている。派遣依頼は、週末に派遣会社から次週のシフトが決められたメールが届く。3月5月の三か月間は、コロナで旅館の仕事が全くなかった。休業補償請求を派遣会社に要請したら、「二カ月のシフトを決めて操業しているのではなく、毎週毎週決めているので、休業補償は払えません」と電話で返事が来た。なんとかならないか？

◆有期雇用の休業補償は

男性・機械設計・契約社員

1年契約で機械設計会社に雇用されたが、コロナの関係で約1カ月間に渡り、自宅待機となった。どんな補償があるか？

◆有期雇用の休業補償は

女性・入浴剤・正社員

「入浴剤の販売(製品はすべて外注・時給は販売担当の3名と事務員の2名)会社の事務員をしている。但し、給料はグループ会社でもある「お香の製造販売会社(従業員は10名以上いる)」から支給されている」から支給されているので、籍のある会社は、この会社だと思う。他に「アパレルの会社も含め2社を運営している。5月26日に社長との面談で「コロナで売り上げが減った。26日を持って解雇(事務員2名)する」との通告を受けた。口頭では「1か月分の給与と残った分の年休の買い取りもする」又「業績が良くなったら再雇用据える」と言われた。しかし、雇用契約書もなく信用できない。売り上げが少なくなったからと言って解雇するのは納得がいけない。労働組合に加入したらどんな事が出来るのか聞きたい。

新型コロナ対策
すべての働く人に
休業補償を!